

5 都民体育大会開催基準要綱

1 総 則

都民体育大会（以下「大会」という。）を開催するため、この基準要綱を定める。

2 目 的

大会は、広く都民の間にスポーツを普及し、都民の健康増進と体力向上を図り、都民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、都民の各層を対象とする社会体育行事であり、都民のスポーツ祭典である。

4 回 数

大会は、昭和22年に開催された大会を第1回とし（昭和33年は中止）、これより起算して回数を順次つける。

5 主 催

大会の主催者は、公益財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）及び東京都とする。

6 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会本部は、都体協におく。
- (3) 大会は、区市町村対抗方式で行い、地域スポーツ大会の振興と地区の友好親善に寄与することを目指したものである。
- (4) 大会の運営は、都体協加盟競技団体が主管する。
- (5) 大会の規模、開催期日、参加人員の基準については、大会実施要項及び各競技要項で定める。

7 都民体育大会委員

大会に都民体育大会委員（以下「大会委員」という。）をおく。

- (1) 大会委員は、都体協の大会委員会規程に基づいて設ける。
- (2) 大会委員は、大会の重要事項を審議決定する。

附 則

- 1 昭和52年12月1日改訂
- 2 昭和55年4月1日改訂
- 3 平成8年2月26日改訂
- 4 平成12年2月24日改訂
- 5 平成14年6月1日改訂
- 6 この要綱は、平成24年4月1日（公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日）から施行する。